

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件案の概要

- 物価の上昇等により、指定試験機関が実施する技能検定の試験事務にかかる費用が増大していることから、試験に要する費用を勘案し、手数料の額について改正を行う。
- また、若年者の入職促進措置として、技能検定の実技試験に係る手数料の減免措置の対象者を「3級を受検する23歳未満の在職中の者」及び「3級を受検する23歳未満の在職中の者以外の者」に重点化して予算計上したことに伴い、当該減免措置の対象者についても合わせて改正を行う。

(1) 手数料の額の改正

以下の6職種の技能検定の手数料を変更する。

※職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（令和5年12月22日政令第370号）により、実技35,400円、学科11,400円に上限額が引き上げられているため、一部はこれに伴う改正。

① キャリアコンサルティング職種

学科試験（1,2級）：改正前 8,900円 → 改正後11,200円

② ピアノ調律職種

実技試験（1級）：改正前29,500円 → 改正後34,500円

実技試験（2級）：改正前26,500円 → 改正後31,500円

実技試験（3級）：改正前23,500円 → 改正後28,500円

学科試験（1~3級）：改正前 8,500円 → 改正後10,000円

③ 眼鏡作製職種

実技試験（1,2級）：改正前29,900円 → 改正後34,000円

④ レストランサービス職種

実技試験（2級）：改正前13,000円 → 改正後16,000円

実技試験（3級）：改正前10,000円 → 改正後13,000円

⑤ フィットネスクラブ・マネジメント職種

実技試験（1級）：改正前19,000円 → 改正後23,000円

実技・学科試験（2級）：改正前 7,500円 → 改正後 8,000円

実技・学科試験（3級）：改正前 5,000円 → 改正後 5,800円

⑥ ハウスクリーニング職種

実技試験（単一等級）：改正前29,900円 → 改正後35,400円

学科試験（単一等級）：改正前 8,900円 → 改正後11,400円

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件案の概要

(2) 若年者に対する減免措置の変更

技能検定に係る下記の減免措置変更に伴い、対象6職種の減免に係る規定を変更する。

(うちピアノ調律職種については、(1)の手数料の額の改正も合わせて措置)

【令和5年度の減免措置】

①対象6職種（ウェブデザイン、ピアノ調律、ビル設備管理、機械保全、情報配線施工、ビルクリーニング）の2級実技又は3級実技を受検する、

②25歳未満の在職者

に対して該当級の実技手数料の減免を行う

(具体的には、実技について減免額（最大9,000円）を差し引いた金額を手数料額として規定)



【令和6年度の減免措置】（今回改正）

①対象5職種（ウェブデザイン、ピアノ調律、機械保全、情報配線施工、ビルクリーニング）※1の3級実技を受検する、

②23歳未満の者（在職者と在職者以外に分けて額を変える※2）

に対して3級の実技手数料の減免を行う

(具体的には、実技について減免額（最大9,000円）を差し引いた金額を手数料額として規定)

※1 ビル設備管理は3級の設定がないことから減免対象外

※2 減免額は、在職者1/2（上限9,000円）、在職者以外1/4（上限4,500円）（いずれも100円未満切捨て）に設定。

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件案の概要

(2) 若年者に対する減免措置の変更 (改正後の3級実技試験の手数料額)

職種	3級実技手数料 (減免なしの場合)	23歳未満の手数料 ()は減免額 減免額は、在職中の者1/2 (上限9,000円)、在職中の者以外の者1/4 (上限4,500円) 補助 (いずれも100円未満切り捨て)	
		在職中の者	在職中の者以外の者
ウェブデザイン	8,000円	4,000円 (4,000円減免)	6,000円 (2,000円減免)
ピアノ調律	28,500円	19,500円 (9,000円減免)	24,000円 (4,500円減免)
機械保全 (一般)	15,400円	7,700円 (7,700円減免)	11,600円 (3,800円減免)
機械保全 (在校生)	10,000円	6,200円 (3,800円減免) ※在職者であっても在校生の減免額を適用	
情報配線施工 (一般)	6,500円	3,300円 (3,200円減免)	4,900円 (1,600円減免)
情報配線施工 (在校生) ※今回新設	4,900円	3,300円 (1,600円減免) ※在職者であっても在校生の減免額を適用	
ビルクリーニング	15,000円	7,500円 (7,500円減免)	11,300円 (3,700円減免)

施行期日等

公布日：令和6年3月下旬(予定)

施行期日：令和6年4月1日